

「テレワーク先駆者」認定基準及び「テレワーク先駆者百選」審査基準について

■認定・審査基準

(以下に記載する「テレワーク」は在宅勤務・モバイル勤務・サテライトオフィス勤務のすべてを含む。)

■以下の2条件を満たした団体 → 「テレワーク先駆者」認定

条件1：過去1年での労働関係法令等の重大な違反がない

過去1年間、行政機関（労働基準監督署等）から行政指導（是正勧告書の交付等）や労働関係法令違反での書類送検がない

条件2：テレワークによる勤務の明文化

以下①～③のいずれかを満たす

- ① テレワークによる勤務が就業規則の本則や細則に定められ、テレワークを行っている
- ② 就業規則にテレワークによる勤務についての定めはないが、労基署に届け出済のテレワーク勤務規程(※1)があり、テレワークを行っている

※1 テレワーク勤務規程の仕様は厚生労働省作成「テレワークモデル就業規則～作成の手引き～」P24-26 記載の「モデル「テレワーク就業規則」(在宅勤務規程)」を基準とする

<https://www.tw-sodan.jp/materials/>

- ③ 上記①、②に該当しないが、以下に定めた内容(※2)を含むガイドライン等の社内ルールを作り、従業員に周知したうえでテレワークを行っている

※2 社内ルールにテレワークに関する以下が明記されていること

1. 実施対象者、2. 利用方法、3. 勤務時間と場所、4. 始業や業務報告、5. 利用機器に関するルール

■さらに以下をすべて満たした団体 → 「テレワーク先駆者百選」に選定

条件3：テレワーク対象従業員の割合

常時雇用する人の内、対象従業員が25%以上（小規模事業者であれば50%以上）である

※小規模事業者は中小企業基本法の定義による (<http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>)

条件4：対象従業員のテレワーク実施者割合

対象従業員の50%以上である

条件5：テレワーク実施者の実施頻度

テレワーク実施者全体の平均実施日数が月平均4日以上である

条件6：以下のいずれかに該当するテレワークに関する取組がある

- ① テレワークにおける長時間労働を防ぐ制度や工夫がある
- ② テレワークにおけるコミュニケーション不足を補填する制度や工夫がある
- ③ テレワークにおけるマネジメントや評価の制度や工夫がある
- ④ テレワークにおける従業員の費用面の自己負担を軽減させる制度や工夫がある

【注意事項】記載内容に虚偽があった場合、応募を取り消す場合があります。

以上